

南和広域医療企業団障害者活躍推進計画

令和7年4月1日

南和広域医療企業団

南和広域医療企業団障害者活躍推進計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第７条の３に基づき、南和広域医療企業団が策定する計画です。

この計画は、厚生労働省が定める障害者活躍推進計画作成指針（令和元年厚生労働省告示第１９８号）に基づき、障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することを目的として定めるものです。

機関名	南和広域医療企業団
任命権者	企業長
計画期間	令和７年４月１日～令和１０年３月３１日（３年間）
南和広域医療企業団における障害者雇用に関する課題	南和広域医療企業団においては、令和6年度末時点では法定雇用障害者数を達成しているが、引き続き障害者雇用の推進を図る必要がある。 また、積極的な採用活動と併せて雇用した職員の定着のため、一層の体制整備や取組が必要となる。
目標	
１．採用に関する目標	
【実雇用率】 （令和６年６月１日時点）２．５３％ （評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理	
２．定着に関する目標	
毎年任免状況通報による把握及び進捗管理を行うものとする。 不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。	
取組内容	
１．障害者の活躍を推進する体制整備	
（１）組織面	○ 障害者雇用の促進及び障害者活躍推進計画の円滑な実施を図るために障害者雇用推進者として事務局長を選任し（令和３年４月選任済み）、執行体制の責任者として障害者雇用の推進を行う。 ○ 組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、支援担当者等）を充実させる。また組織外の関係機関（奈良労働局、支援機関等）と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、共有する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、掲示等により周知する。
（２）人材面	○ 障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）全員について、奈良労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○ 各種障害者雇用等に関する講座・研修会への受講案内を行い参加を募る。
２．障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
○ 現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○ 新規採用時をはじめ、定期的な面談を活用し、個々の業務が対応できているか点検し、必要に応じて改善する。	
３．障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
（１）職務環境	○ 基礎的環境整備として障害者の要望を踏まえ、就労支援機器の購入等の環境整備を検討する。 ○ 新規に採用した障害者については定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を検討する。
（２）募集・採用	○ 特別支援学校の生徒等を対象とした職場実習を積極的に行う。 ○ 採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ面接における障害特性に配慮を行うこととする。 ○ 募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることを条件とする。 ・介助者なしで業務遂行できることを条件とする。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」を条件とする。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
（３）働き方	各種休暇を柔軟に活用し、個々の状況に応じた働き方を促進することとする。
（４）キャリア形成	本人の設定した目標や経験に応じた業務分担や職務選定を検討することとする。
（５）その他の人事管理	○ 必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○ 中途障害者について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。
４．その他	
各関係法令等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。	